

## 許可地域における個別的基準

### (1)野立ての広告物等

指定地域でないこと。

指定道路から200m以内の区域で、指定路線から展望できる場所においては、他の野立広告物等から100m以上離れていること。ただし、家屋連担区域をのぞく。

家屋連担区域においては、各建築物の外壁から10m以内の範囲であること。

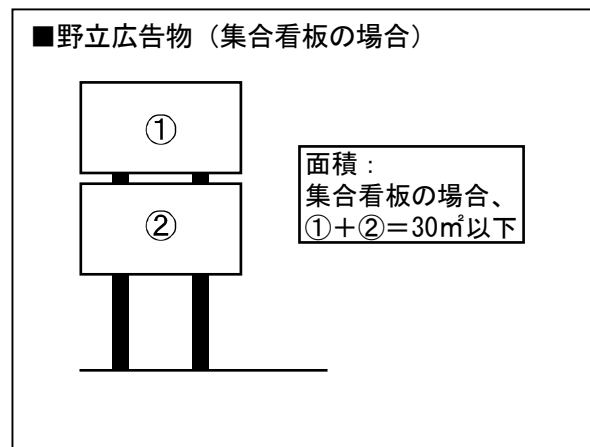
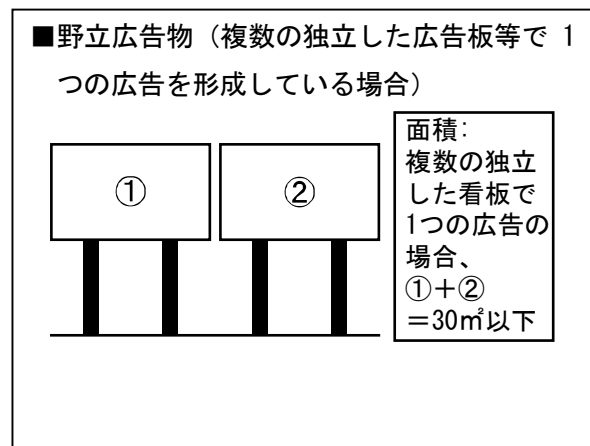
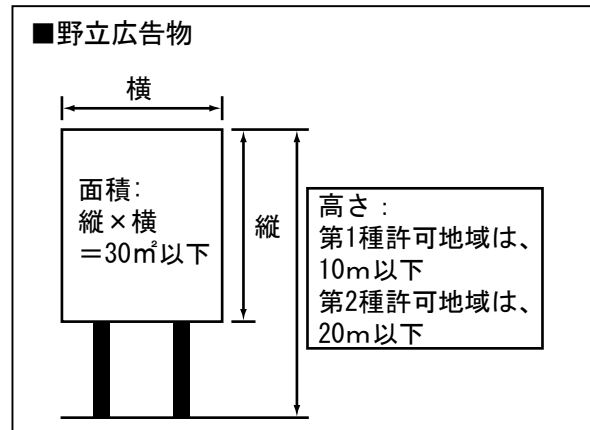
一面の表示面積が30㎡以下であること。

高さが地面から10m以下であること。ただし、第2種許可地域にあつては、20m以下であること。

#### (その他留意点)

同一の掲出物件に複数の屋外広告物が設置されている場合は、すべての屋外広告物の面積の合計が30㎡以下であること。

複数の独立した広告板で1つの広告を形成している場合は、すべての屋外広告物の面積の合計が30㎡以下であること。



## 許可地域における個別的基準

### (2)建築物、へい又は垣を利用する広告物等

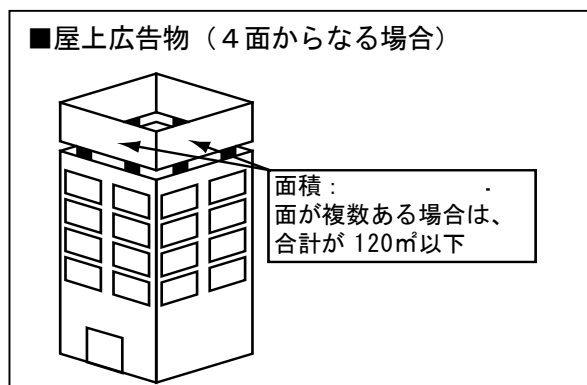
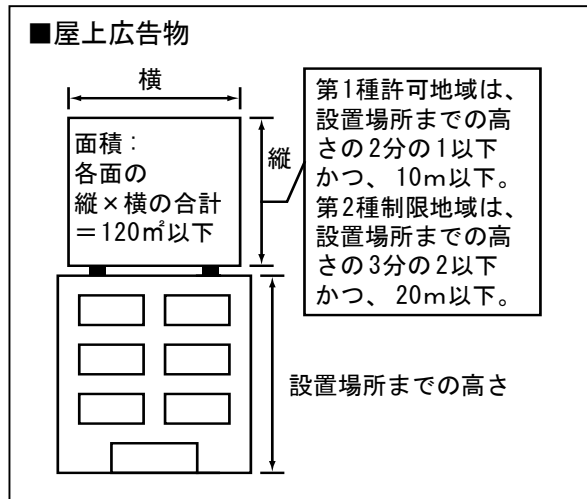
#### ①屋上を利用するもの

1 建築物につき 1 個であること。

地面から広告物を設置する場所までの高さの 2 分の 1 以下であること。ただし、第 2 種許可地域にあっては、3 分の 2 以下であること。

高さが 10 m 以下であること。ただし、第 2 種許可地域にあっては、20 m 以下であること。

表示面積が 120 m<sup>2</sup> 以下であること。



#### ②壁面、へい又は垣を利用するもの

1 面の表示面積が 30 m<sup>2</sup> 以下であること。

##### (その他留意点)

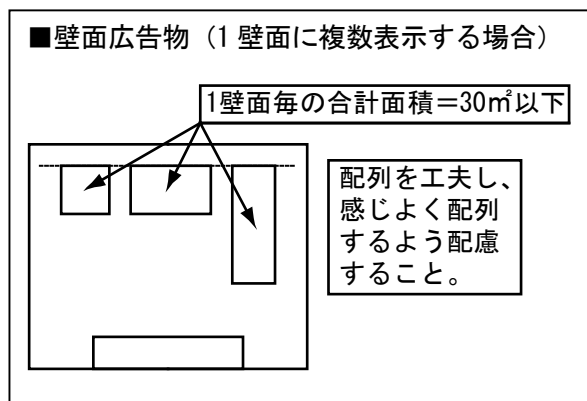
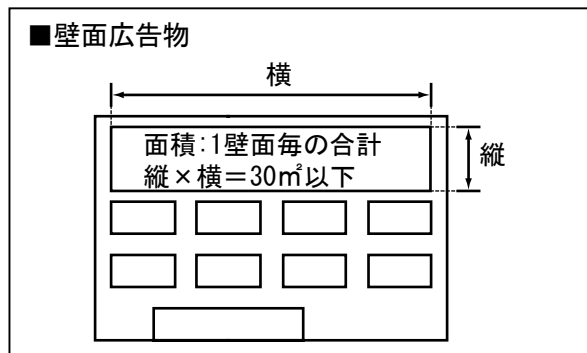
突き出し広告以外は、壁面からはみ出さないようにすること。

壁全体を覆うようなものとせず、壁面とバランスのとれた大きさとする。

同一壁面に 2 以上 (既存のものを含む。) 表示することとなる場合は、上端又は下端の高さを同一とする。また、横に一定の間隔をあけること。広告板等の下端が雨の跳ね返りで汚れないような高さに表示すること。

広告板は壁面に密着させること。

建築物に付帯していないへい又は垣には表示しないこと。



## 許可地域における個別的基準

### (3)立看板

表示面積が2㎡以下であること。

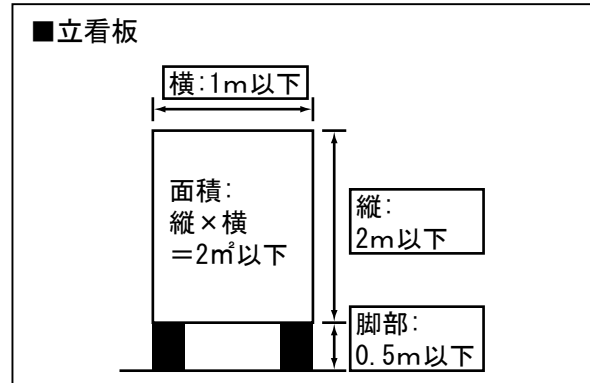
脚部を除く部分の大きさが縦2m、横1m以下であること。

脚部の大きさが0.5m以下であること。

#### (その他留意点)

道路上に設置する場合は、道路管理者の道路占用許可を得ること。

表示する期間は原則として1月以内とすること。



## 許可地域における個別的基準

### (4)電柱を利用する広告板

電柱1本につき1個であること。ただし、電柱に巻きつける場合、1本の電柱に巻き付ける広告板と添加する広告板を各々1個ずつまでとすることができ、1㎡の範囲内において2面を1個とすることができる。

大きさが、縦1.5m、横0.5m、又は縦1.2m、横0.4mであること。

電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5mから3.5mまでの範囲内に表示すること。

電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが0.6m以下であること。

電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。

道路敷き以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5m以上であること。

電柱に直接塗布するものでないこと。

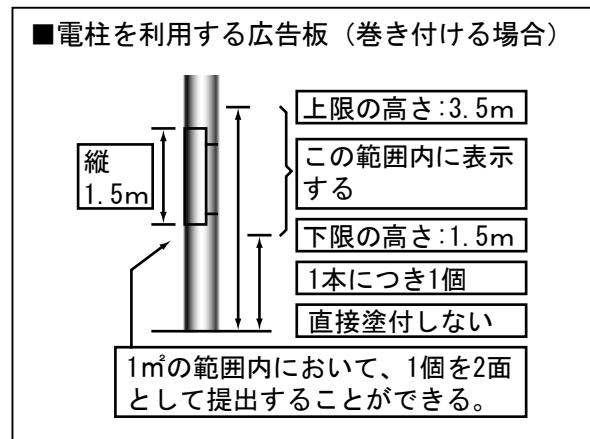
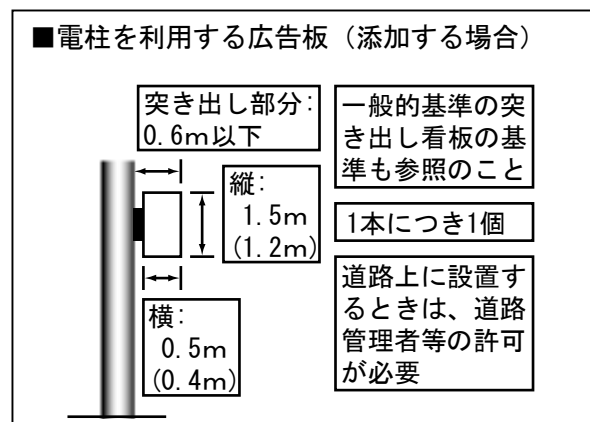
#### (その他留意点)

使用する色彩は3色程度とすること。

赤色系の使用はアクセントとして最小限にとどめること。

主たる広告の表示の横幅は、広告板の幅の2/5以下とし、その他の表示は広告板の下端にするようにする。

突き出し広告は、道路と反対側に突き出すようにすること。



## 許可地域における個別的基準

### (5) 街灯柱を利用する広告板

街灯柱1本につき、1個であること。

街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

大きさが縦1.5m以下、横0.5m以下であること。

突き出し部分の長さが0.6m以下であること。

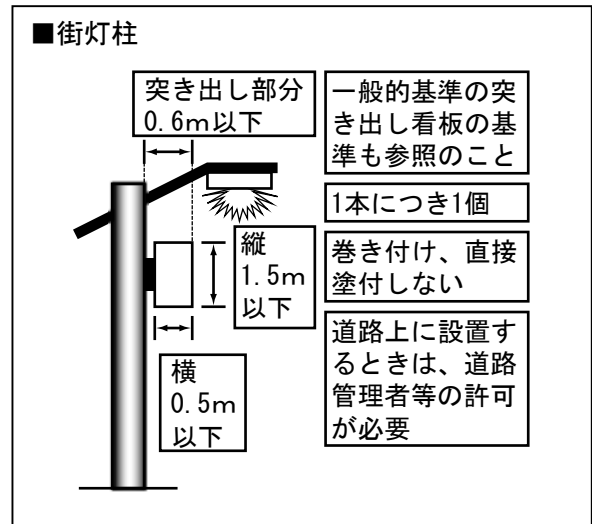
#### (その他留意点)

使用する色彩は3色程度とすること。

赤色系の使用はアクセントとして最小限にとどめること。

主たる広告の表示の横幅は、広告板の幅の2/5以下とし、その他の表示は広告板の下端にするようにする。

突き出し広告は、道路と反対側に突き出すようにすること。

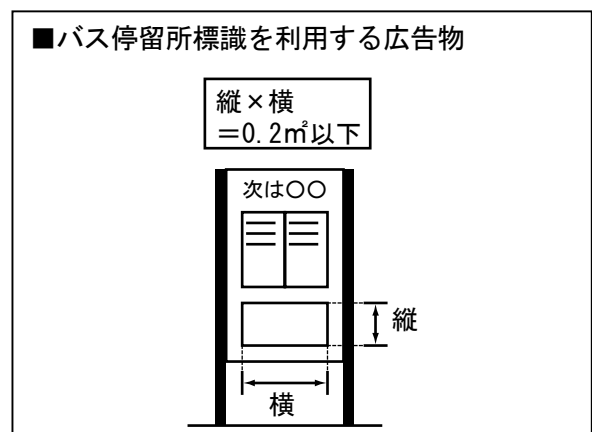


## 許可地域における個別的基準

### (6) バス停留所標識を利用する広告板

時刻表の表示板の下端に表示するものであること。

表示面積が0.2㎡以下のものであること。

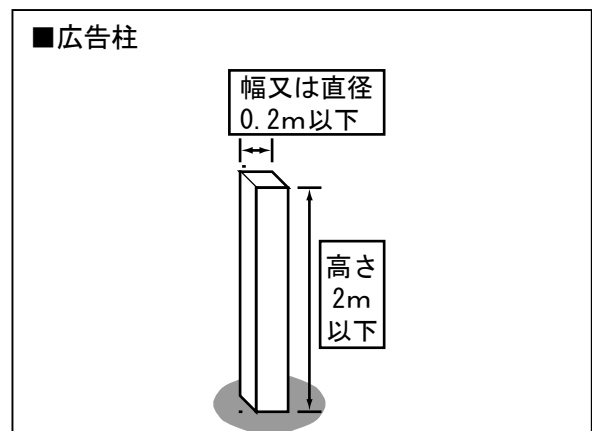


## 許可地域における個別的基準

### (7) 広告柱

高さが2m以下であること。

柱の幅又は直径が0.2m以下であること。



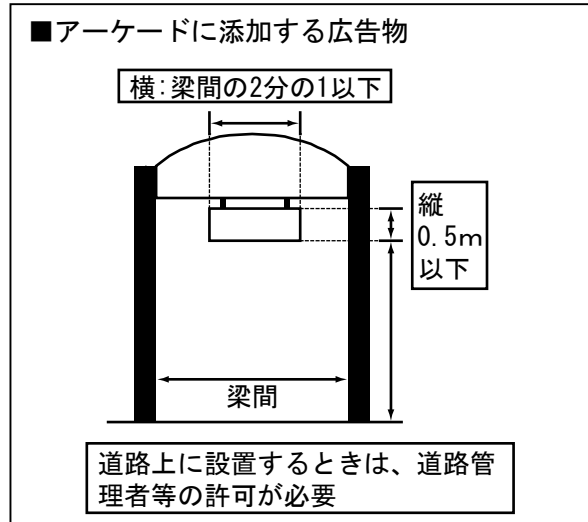
## 許可地域における個別的基準

### (8)アーケードに添加する広告物

アーケードの上部に設置しないものであること。

原則として1商品につき1個であること。

同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が0.5m以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下であること



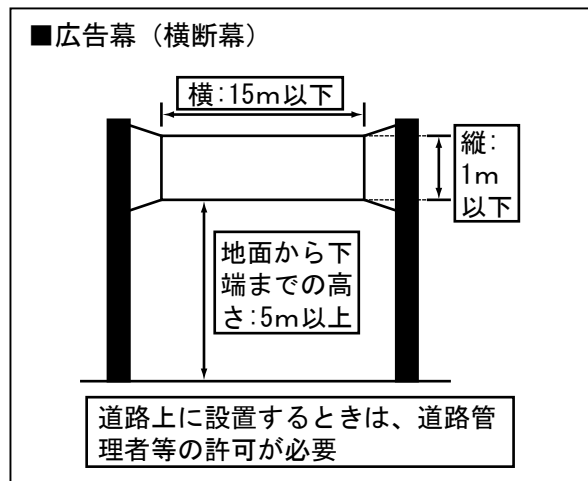
## 許可地域における個別的基準

### (9)広告幕

#### ①横断幕

地面から横断幕の下端までの高さが5メートル以上であること。

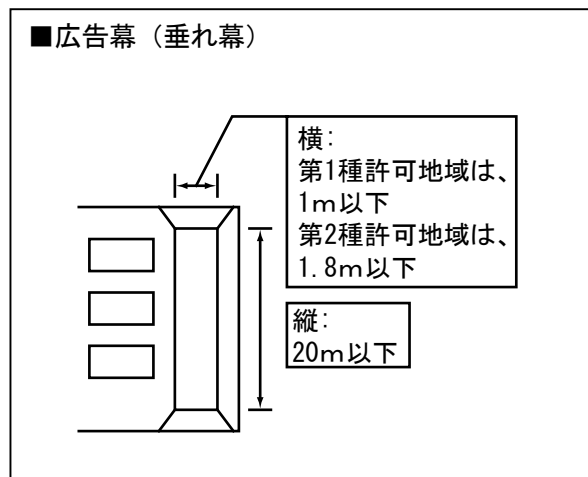
大きさが縦1メートル以下、横15メートル以下であること。



#### ②垂れ幕

禁止地域等又は第1種許可地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1メートル以下であること。

第2種許可地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1.8メートル以下であること。



## 許可地域における個別的基準

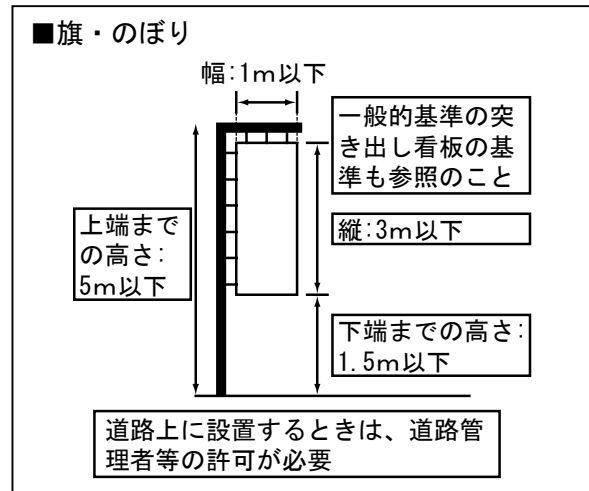
### (10)旗、のぼり

大きさが縦3メートル以下、横1メートル以下であること。

地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5メートル以上であり、かつ、上端までの高さが5メートル以下であること。

#### (その他留意点)

道路上に設置する場合は、道路管理者の道路占用許可を得る必要がある。



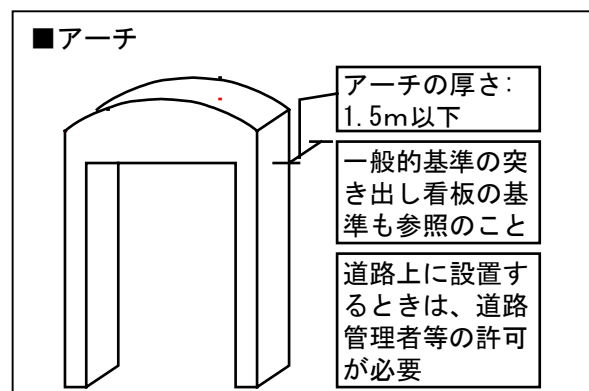
## 許可地域における個別的基準

### (11)アーチ

アーチの厚さが1.5m以下であること。

#### (その他留意点)

上空を横断される道路につき、道路管理者の道路占用許可を得る必要がある。



## 許可地域における個別的基準

### (12)気球広告

気球に吊り下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

## 許可地域における個別的基準

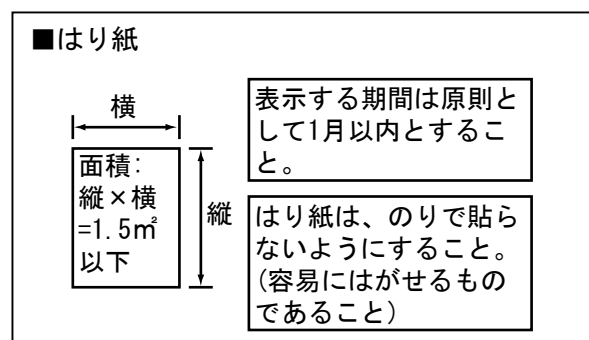
### (13)はり紙

表示面積が1.5㎡以下であること。

#### (その他留意点)

表示する期間は原則として1月以内とすること。

はり紙は、のりで貼らないようにすること。(容易にはがせるものであること。)



## 許可地域における個別的基準

### (14)その他の広告物等

その他の広告物等については、(1)~(13)までの各広告物の許可基準との均衡を考慮し、知事その都度定めるところによること。